

宮城県洋菓子協会 会則

平成 28 年 12 月作成

宮城県洋菓子協会

第一章 総則

[名称]

第1条 本会は宮城県洋菓子協会という。

[事務所]

第2条 協会は、事務所を仙台市泉区八乙女3-9-1 BiG（宮城県理容生活衛生同業組合）3階に置く。

[目的]

第3条 協会は、洋菓子に関する消費者の啓発を図るとともに、宮城県における洋菓子業界の健全な育成と業界の社会的地位向上につとめることとし、衛生的かつ品質優良な洋菓子を普及することにより、宮城県民の食文化・食生活の向上に寄与することを目的とする。

[事業]

第4条 協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 洋菓子店または洋菓子に関わる個人法人の経営・運営管理の研究
ならびに学び。
2. 洋菓子の製造技術や衛生管理の調査研究並びに教育指導等に関わる講習会、勉強会の開催。
3. 洋菓子に関する展示会、販売会の開催。及び会員の懇親を深める行事の開催。
4. 機関誌の配布。
5. その他、協会の目的達成のために必要な事業。

第二章 会員

[会員の種類]

第5条 協会の会員は次のとおりとする。

1. 会員 洋菓子の製造・販売や教育指導に関わり協会の目的に賛同して入会する個人法人。
2. 技術者会員・学生会員 洋菓子製造技術者または洋菓子に関わる業務を行うもの。並びにそれらを目指す学生など理事会役員が認め入会する個人。
(原則として上記の者は属する法人または店、学校が正会員であることを条件とする。)
3. 賛助会員 協会の目的に賛同し、事業の推進に協力するために入会する個人法人。尚、賛助会員には別表1の種類があり第6条、第7条をもって入会を認める。
4. 名誉会員 協会に功労のあった者。または学識経験者等で会員に推薦され総会で承認された者。

[入会]

第 6 条 正会員または賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し承認を得なければならない。

[会費]

第 7 条 正会員、賛助会員は、総会において定めるところにより、会費を納入しなければならない。

[退会]

第 8 条 会員は退会しようとするときは、少なくとも 1 ヶ月以上前に会長に届け出なければならない。

第 9 条 会員が死亡した時、及び会費を 6 ヶ月以上滞納したときは退会したものとみなす。

[除名]

第 10 条 会員が協会の名誉を毀損し、または協会の設立の趣旨に反する行為があったとき、理事会において会員の 4 分の 3 以上の同意を得て除名する事が出来る。

[拠出金品の不返還]

第 11 条 概納の会費または拠出金は、これを返還しないものとする。

第三章 役員及び職員

第12条 協会に次の役員を置く。

1. 会 長 1人
副会長 3人
専務理事 1人
常務理事 6人以上8人以内
理 事 20人以上30人以内（会長、副会長、専務理事、常務理事を含む）
監 事 2人以上3人以内
2. 理事及び監事は総会において選任する。
3. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は理事の互選により定める。
4. 理事及び監事は、相互に兼ねることは出来ない。

[役員の仕事]

第13条 会長は、協会を代表し会務を総轄する。

2. 副会長は、会長を補佐して会務を掌理する。会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ理事会に於いて定めたる順序により、職務を代行する。
3. 専務理事は、会務を処理する。
4. 常務理事は、専務理事を補佐し常務を分担する。
5. 理事は、理事会を構成し会務の執行を決定する。
6. 監事は、民法第59条の職務を行う。

[役員任期]

第 14 条 役員の人気は 2 年とする。但し補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は再任されることが出来る。
3. 役員は、辞任しまたは任期満了の場合においても、後継者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

[役員解任]

第 15 条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは総会の議決により解任することが出来る。

2. 前項の規定により役員を解任しようとする場合には、第 10 条及び同条第 2 項の規定を準用するものとする。この場合には、会員を役員、除名を解任に読み替えるものとする。

[顧問及び相談役]

第 15 条 協会に、顧問及び相談役を置くことが出来る。

2. 顧問及び相談役は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

[事務局]

第 17 条 協会の事務を処理するために事務局を置くことが出来る。

2. 事務局に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。
3. 事務局の職員は会長が任免する。

第四章 役員及び職員

[種別]

第 18 条 協会の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第 19 条 総会は正会員をもって、理事会は理事をもって構成する。

[権能]

第 20 条 総会は、会則に規定するもののほか次の事項を議決する。

1. 事業計画の決定。事業報告の承認。
2. その他、協会の運営に関する重要な事項。

第 21 条 理事会は、会則に規定するもののほか次の事項を議決する。

1. 総会議決事項の執行に関すること。
2. 総会に付議すべき事項。
3. その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

[開催]

第 22 条 通常総会は、毎年 5 月または 6 月に開催する。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、または正会員の 5 分の 1 以上もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。
3. 理事会は、会長が必要と認めたとき若しくは理事の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

[招集]

第 23 条 会議は会長が招集する。

2. 総会を招集するには、正会員に対しての会議の目的たる事項及び内容、並びに場所を示して、開催の 7 日前まで文書をもって通知しなければならない。
3. 理事会招集に関しては、前項の規定を準用するものとする。この場合、正会員を理事に読み替える。但し、理事全員の同意があるときは、招集の手続きを省略することが出来る。

[議長]

第 24 条 総会の議長は、その総会において出席正会員のうちから選任する。

2. 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

[定足数]

第 25 条 会議は、総会においては正会員、理事会においては理事の過半数の出席がなければ開会することが出来ない。

[議決]

第 26 条 総会、理事会の議事は、会則に定めるもののほかは出席正会員または理事の過半数の同意をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

[書面表決等]

第 27 条 やむを得ない理由のため、会議に出席出来ない正会員または理事は、通知された事項について書面をもって表決し、または他の構成員

を代理人として表決を委任することが出来る。この場合において第 25 条、第 26 条の規定の運用については、出席したものとみなす。理事の過半数の同意をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

[議事録]

第 28 条 会議の議事については、次の議事を記載した議事録を作成しなければならない。

1. 会議の日時及び場所。
2. 正会員または理事の現在数。
3. 出席した正会員の数、または理事の氏名。
4. 議決事項。
5. 擬似の経過の概要及びその結果。
6. 議事録署名人の選任に関する事項。

議事録には、議長のほか出席した正会員または理事のうちから、その会議において選出された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第五章 資産、事業計画等

[資産の構成]

第 29 条 協会の資産は、次にかかげるものをもって構成する。

1. 財産目録に記載されている財産。
2. 会費。
3. 寄付金品。
4. 事業に伴う収入。
5. 資産から生ずる収入。
6. その他の収入。

[資産の管理]

第 30 条 資産は会長が管理し、その方法は理事会の議決をへて定める。

[事業、会計年度]

第 31 条 協会の事業、会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

[事業計画及び予算]

第 32 条 協会の事業計画及び収支予算は、年度開始前に総会の承認を得なければならない。

[事業報告、収支予算]

第 33 条 協会の事業報告、収支予算は、監事の監査を経て、年度終了後 3 ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

[暫定予算]

第 34 条 第 32 条の規定に拘らず、やむを得ない事由により事業計画、収支予算が成立しないときは、総会の日まで暫定予算により会務を執行することが出来る。

2. 前項の収入支出は、新年度の収入支出とみなされる。

第六章 会則の変更及び解散

[会則の変更]

第 35 条 この会則は総会において正会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければ変更することが出来ない。

[解散及び残余財産の処分]

第 36 条 協会は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から 4 号まで及び第 2 項の規定により解散する。

2. 総会の決議に基づいて解散する場合は、正会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。
3. 解散時の残余財産は、総会の議決を経て、協会と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。

[委任]

第 37 条 この会則の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

慶弔規定

第1条 この慶弔規定は、協会正会員、その配偶者、同居両親、後継者を対象とする。

第2条 協会正会員の慶事にたいしては、本人の届け出により祝金、祝電をもって祝意をするものとする。

第3条 正会員を除く、第1条に定めた対象者にたいしては祝電をもってその意を表するものとする。

第4条 協会正会員が死亡した場合は、弔慰金、弔電をもって弔意を表するものとする。

第5条 正会員を除く、第1条に定めた対象者の場合は、正会員に準じて弔慰するものとする。

第6条 協会の役員にたいしての慶弔意は、常務理事の協議を経て、別に祝金、弔慰金を支出することが出来る。

第7条 祝金、弔慰金は、次のとおりとする。

1. 祝 金 5, 0 0 0円
2. 弔慰金 1 0, 0 0 0円

第8条 前条の金額は同額の物品をもって、その意を表することが出来る。

第9条 名誉会員、賛助会員に対する慶弔規定は、常務理事の協議を経て、前各条項を準用する。

役員・会員・職員旅費規定

- 第1条 役員・会員・職員が協会用務のため国内外へ出張し、または会議などに参加するときの旅費の支給はこの規定による。
- 第2条 この規定は、会則に定めた役員・正会員・職員に適用する。
- 第3条 この規定により、旅費の支給を受けるものは、この用務、経路、日数等について会長に申請し、その承認を得なければならない。また帰着後ただちにその結果について会長に報告しなければならない。
- 第4条 旅費は次のとおりとし、別に規定された場合を除き、原則支給する。
1. 交通費
 2. 日当及び講師日当
 3. 宿泊費
 4. 車中宿泊費（鉄道、船舶内の宿泊）
- 第5条 寮費は順路により支給する。但し、天災その他やむを得ない理由のときは、この限りではない。
- 第6条 交通費は、特別急行料金、急行料金、座席指定料金などを必要とする車両・船舶に乗船したときは、その料金を支給する。
- 第7条 日当は、その旅行日数（出発及び到着の日を含む）に応じて支給する。但し、講師日当の支給を受けた場合、その日の日当は支給されない。

第8条 講師日当は、講習会へ講師として派遣された理事・監事・会員に支給する。

第9条 宿泊費及び車中宿泊費は、宿泊した度数に応じて支給される。

第10条 出張先で用務のために特に要した費用は実費を支給する。

第11条 日帰り出張の場合はこの規定に準じて支給する。

第12条 総会、新年会、出張理事会などの会議の出席にたいしては、原則として旅費を支給しない。但し、特に必要と認められる場合には交通費を支給する。

第13条 会費を要する場合で、宿泊費の支払いを要しないときは宿泊費を支給しない。

第14条 旅費は概算払いとして前渡しすることが出来る。概算払いを受けたときは帰着後3日以内に精算しなければならない。

第15条 この規定の改廃は常務理事会で決める。

賛助会員 別表 1

賛助会員の種類	年会費	条件等	
プラチナ賛助会員	120,000	ガトー無料配布	
ゴールド賛助会員	60,000	ガトー無料配布	
シルバー賛助会員	30,000	ガトー配布なし	